

# 労働・助成金情報 特急便

第 135 号 (2024 年 4 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

令和 6 年 4 月からトラック運転者とタクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善基準が改められました。その中の 1 つ、タクシー・ハイヤー運転者の累進歩合制度は廃止されています。今回はトラック運転者とタクシー・ハイヤー運転者に適用される改善基準のポイントを確認します。

## 拘束時間と休息期間の定義

### <拘束時間>

始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束されるすべての時間をいいます。労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間です。

### <休息期間>

勤務と次の勤務との間の労働者の自由な判断にゆだねられる時間です。休憩時間と仮眠時間とは本質的に異なるものです。

## 1 年、1 か月の拘束時間

トラック運転者

【原則】1 年の拘束時間は、3, 300 時間以内 かつ 1 か月の拘束時間は 284 時間以内

タクシー・ハイヤー運転者

【日勤】1 か月の拘束時間は、288 時間以内

【隔勤】1 か月の拘束時間は、262 時間以内 ※地域的その他特別な事情がある場合、  
労使協定により 270 時間まで延長可（年 6 か月まで）

## 1 日の拘束時間

トラック運転者

1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう。）の拘束時間は 13 時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は 15 時間です。14 時間超は週 2 回までが目安です。

タクシー・ハイヤー運転者

【日勤】1 日の拘束時間は、13 時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は 15 時間です。  
14 時間超は週 3 回までが目安です。

【隔勤】2 暦日の拘束時間は、22 時間以内、かつ 2 回の隔日勤務を平均し 1 回あたり 21 時間以内

## 1 日の休息期間

トラック運転者

【原則】勤務終了後、継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らないこと

タクシー・ハイヤー運転者

【日勤】継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らないこと

【隔勤】継続 24 時間以上与えるよう努めることを基本とし、22 時間を下回らないこと

※日勤と隔勤を併用する場合は、一定期間ごとに交代させるよう勤務割を編成します。

### トラック運転者の運転時間

- ・ 特定の日を起算日として、2 日を平均した 1 日当たりの運転時間は、9 時間以内
- ・ 特定の日を起算日として、2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間は、44 時間以内

### トラック運転者の連続運転時間

- ・ 連続運転時間は 4 時間以内
- ・ 運転開始後 4 時間以内、または、4 時間経過直後に 30 分以上の運転の中断（原則休憩）
- ・ 運転の中断は、1 回がおおむね連続 10 分以上として分割できます。ただし、10 分未満の運転の中断は 3 回以上連続してはいけません。

### 時間外労働及び休日労働の限度（トラック運転者とタクシー・ハイヤー運転者）

36 協定で定める時間外労働の限度時間を、臨時的に超えて労働させる必要がある場合であっても 1 年 960 時間以内です。

### 休日労働（トラック運転者とタクシー・ハイヤー運転者）

休日労働は 2 週間に 1 回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えないこと

### 予期し得ない事象への対応時間

予期し得ない事象に遭遇し、運行が遅延した場合、トラック運転者は、1 日の拘束時間、運転時間（2 日平均）、連続運転時間から除くことができます。タクシー・ハイヤー運転者は、1 日と 2 暦日の拘束時間から除くことができます。この場合、勤務終了後、通常通りの休息時間を与えることが必要です。

※1 か月の拘束時間等の他の規定からは、予期し得ない事象への対応時間を除くことはできません。

予期し得ない事象への対応時間とは、次の①②の両方の要件を満たす時間をいいます。

① 次のいずれかの事象により生じた運行の遅延に対応するための時間であること

- 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと
- 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと
- 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと
- 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難になったこと

② 客観的な記録により確認できる時間であること

- 運転日報上の記録・・・対応を行った場所、予期し得ない事象に係る具体的事由、予期し得ない事象への対応を開始した時刻と終了した時刻や対応した所要時間数
- 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料

(例) 修理明細書、公的機関のHPに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因を特定できるもの）、気象庁のHP等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

参考資料：厚生労働省：トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント

厚生労働省：タクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善基準ポイント